

<目次>

～はじめに～	・ ・ ・ ・ ・ 1
杉並区の相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ 1
I 障害福祉サービス等の支給決定にあたっての区の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 2
II 支給決定の基本的な取り扱い	・ ・ ・ ・ ・ 3
1. 実施主体と居住地特例	・ ・ ・ ・ ・ 3
2. 対象となる障害者等	・ ・ ・ ・ ・ 5
3. 支給決定の流れ	・ ・ ・ ・ ・ 6
4. 障害支援区分と障害福祉サービスとの関係	・ ・ ・ ・ ・ 7
5. 介護保険制度との適用関係	・ ・ ・ ・ ・ 8
6. 支給決定期間及び利用者負担上限月額更新	・ ・ ・ ・ ・ 10
7. 支給決定の取り消し	・ ・ ・ ・ ・ 10
8. 計画相談支援	・ ・ ・ ・ ・ 11
9. 杉並区における標準的な支給量、支給期間及び標準利用期間	・ ・ ・ ・ ・ 13
III 障害福祉サービスの種類	
【訪問系サービス】	
・ 訪問系サービスの基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 14
1. 居宅介護	・ ・ ・ ・ ・ 15
2. 重度訪問介護	・ ・ ・ ・ ・ 21
3. 同行援護	・ ・ ・ ・ ・ 24
4. 行動援護	・ ・ ・ ・ ・ 26
5. 重度障害者等包括支援	・ ・ ・ ・ ・ 28
【日中活動系サービス】	
・ 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について	・ ・ ・ ・ ・ 30
・ 日中活動系サービスの併給について	・ ・ ・ ・ ・ 30
・ 一般就労との併給について	・ ・ ・ ・ ・ 31
・ 介護保険デイサービス等との併給について	・ ・ ・ ・ ・ 31
・ 暫定支給決定について	・ ・ ・ ・ ・ 31
6. 生活介護	・ ・ ・ ・ ・ 33
7. 自立訓練（機能訓練）	・ ・ ・ ・ ・ 34
8. 自立訓練（生活訓練）	・ ・ ・ ・ ・ 35
9. 就労移行支援	・ ・ ・ ・ ・ 36
10. 就労継続支援A型	・ ・ ・ ・ ・ 38
11. 就労継続支援B型	・ ・ ・ ・ ・ 40

【居住系サービス】	
12. 施設入所支援	42
13. 共同生活援助	44
14. 療養介護	47
15. 宿泊型自立訓練	48
【その他】	
16. 短期入所	49
17. 就労定着支援	50
18. 自立生活援助	52
【地域相談支援】	
19. 地域移行支援	54
20. 地域定着支援	55

資料

・ 同行援護アセスメント票	1
・ 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票	2
・ 障害児の調査項目	3
・ 訪問系サービスの支給時間めやす表	5
・ 介護保険制度における訪問介護サービスと障害者制度における 障害者福祉サービスの支給の適用関係	10
・ 通院等乗降介助と通院等介助との関係	11
・ 就労系障害福祉サービス等の休職期間中の利用に係る杉並区の対応	12
・ 就労移行支援の大学在学中の利用に係る杉並区の対応	14

～はじめに～

杉並区では、障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービス等について、厚生労働省から示されている告示・通知や事務連絡、さらに杉並区介護給付費等の支給決定に関する要綱などの規定に基づいて、支給決定を行っています。

区が行っている支給決定の仕組みや流れを区民の方によりわかりやすくお伝えすることを目的として作成したのが、この「杉並区障害福祉サービス等支給ガイドライン」です。

杉並区における障害福祉サービス等の相談窓口

年齢層 係名	18歳以上	就学児	未就学児
障害福祉 サービス係	介護給付 (短期入所、 居宅介護等)	介護給付 (短期入所、 居宅介護等)	
	訓練等給付 (就労継続支援等)		
	地域相談支援 (地域移行支援等)		
児童発達相談係 (※)			介護給付 (短期入所、 居宅介護)

※こども発達センターで療育を受けている児童の申請窓口はこども発達センターです。

I 障害福祉サービス等の支給決定にあたっての区の基本的な考え方

杉並区における障害福祉サービス等の支給決定に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

- 障害のあるご本人のサービス利用意向を中心に捉えます。
- その上で、その方の障害の状況や生活の状況（介護者の状況も含む）、他の福祉サービス等関連サービスの利用状況などを個別に聴き取り、支援の必要性を総合的に判断して支給の決定を行います。

- ・上記のような基本的な考え方に立ちつつ、支給にあたっては、現在の生活全体を見据えたサービスの決定を行うことで、その方の生活の質がより向上するよう支援していくことが必要です。
- ・さらに、現在の生活だけではなく将来の生活のイメージを展望した計画的かつ効率的なサービス活用が可能となるよう、関係機関から適切な支援を提供していただくことが重要です。
- ・また、区が示す標準的な支給量は、個々に異なる必要性を客観的に見る指標として、また限りある財源をサービスが必要な障害者にできる限り公平に提供するための指標として設定しているものです。
- ・この標準的な支給量はあくまでも支給の「めやす」であって、個々のサービスの必要性はそれぞれ異なりますので、その支給量がサービスの利用を希望する障害者に対して、一律、画一的に決定されるものではないことに特に留意する必要があります。
- ・区としては、本人の意向と現在の状況に基づいたニーズをできる限り支給決定に反映させつつ、公費により支給する障害福祉サービス等の必要性について、個別かつ適切に判断していきたいと考えています。

Ⅱ 支給決定の基本的な取扱い

1. 実施主体と居住地特例

原則として申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市区町村が行います。但し、居住地を有しない、あるいは明らかでない場合は、その者の現在地の市区町村となります。

例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市区町村を実施主体とします（居住地特例）。

対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市区町村が引き続き実施主体となります。

※居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所です。生活の本拠と一致するものとなります。

【居住地特例の対象】

- ① 障害者支援施設
- ② のぞみの園
- ③ 児童福祉施設（法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）
- ④ 療養介護を行う病院（法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）
- ⑤ 生活保護法第30条第1項ただし書きの施設
- ⑥ 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）
- ⑦ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）
- ⑧ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設。地域密着型介護老人施設を除く。）

※18歳になる以前から、措置又は契約により児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（①から⑧までの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障害児であったとき）に当該障害児の保護者が居住地を有した市区町村となります。

※⑦から⑧までの施設は、介護保険制度の住所地特例の対象施設と同様です。令和5年4月1日以後に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象となります。

運用上、以下の施設等についても、居住地特例施設と同様の取り扱いとなります。

- ①福祉ホーム
- ②宿泊型自立訓練
- ③精神障害者退院支援施設
- ④精神科病院
- ⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）
- ⑥少年院
- ⑦更生保護施設
- ⑧自立更生促進センター
- ⑨就業支援センター
- ⑩自立準備ホーム

※⑤⑥については、収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、逮捕地の市区町村が実施主体となります。

※実施主体が明らかでない場合は区にお問い合わせください。

2. 対象となる障害者等

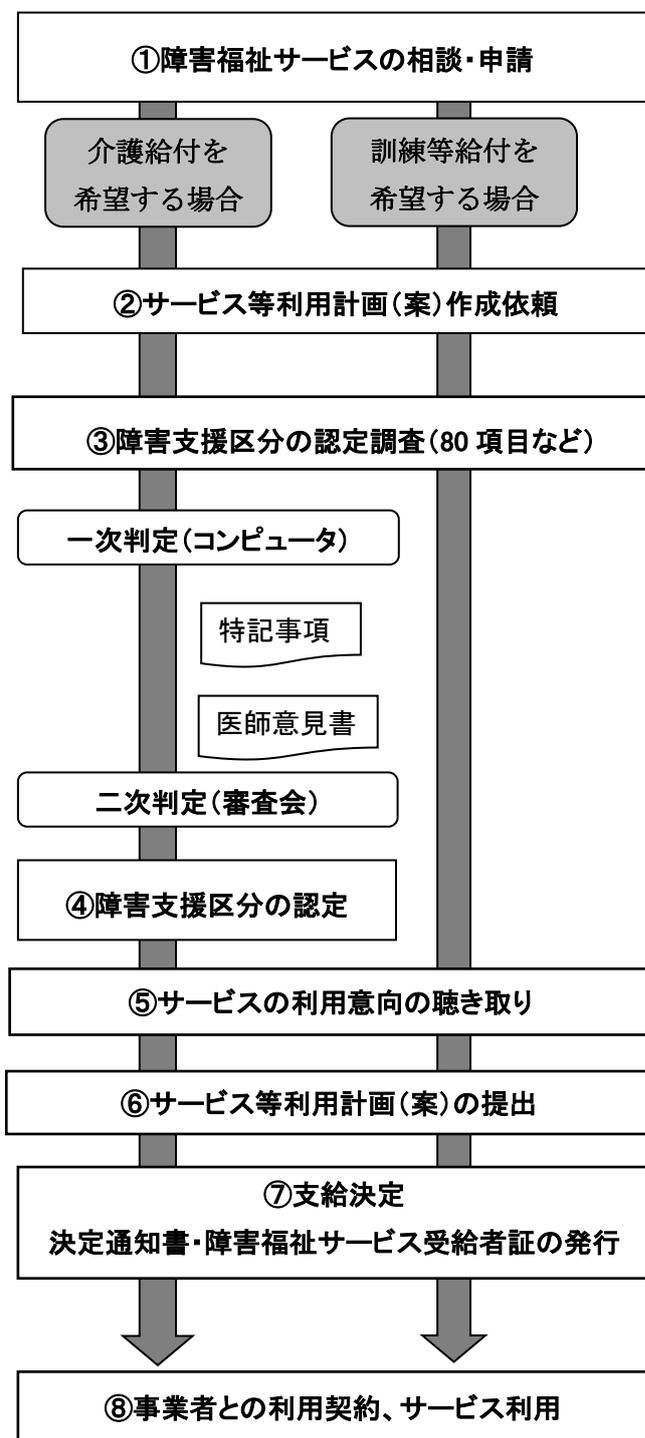
支給決定の対象となる障害者又は障害児とは、身体障害、知的障害又は精神障害、難病患者に該当する者をいいます。

対象であることの確認は、以下の証書類で行います。

種別	確認証書類
身体障害者	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
知的障害者	<input type="checkbox"/> 療育手帳（愛の手帳） （手帳を有しない場合は手帳の判定機関に意見を求めて確認する。）
精神障害者	以下のいずれかの証書類 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証等（精神通院医療に限る） <input type="checkbox"/> 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 医師の診断書（主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）
難病患者（※）	政令で定める指定難病に罹患していることが確認できるもの <input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証、登録者証（指定難病）、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等
障害児	<input type="checkbox"/> 障害者手帳 （手帳を有しない場合は、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類、主治医の診断書等で対象となる障害を有するかどうかを確認する。また、必要に応じて児童相談所等に意見を求めて確認する。）

※難病患者の方は、上記証書類で対象となる指定難病に罹患していることを確認したうえで、申請にあたっては保健センターでのアセスメントが必要です。

3. 支給決定の流れ



②区が申請者に対し、サービス等利用計画(案)の提出を依頼します。(申請者は計画を作成する指定特定相談支援事業所を選択し契約を結び、事業所の名称、所在地等を区に届け出ます。)

③区の職員がご自宅等を訪問し、国が定める調査項目(心身や日常生活、意思疎通、行動障害の状況等)や、社会活動、介護者、居住等の状況をお伺いします。

④介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定が必要です。(同行援護のみの申請の場合は不要。また、訓練等給付のうち、共同生活援助の利用にあたり介護が必要な方は区分の認定が必要。)

認定調査の内容と医師意見書により、杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会で審査判定が行われ、この結果を踏まえて区が認定します。

⑦サービス等利用計画(案)、障害支援区分(介護給付の場合)、心身の状況や介護の状況などを総合的に勘案し、支給決定(支給量・支給期間・負担上限月額など)をします。

※障害児については、障害支援区分は設けられていません。

支給決定にあたり必要な調査については、各サービスの項目をご覧ください。

4. 障害支援区分と利用できる障害福祉サービスとの関係

障害支援区分の認定有効期間は3年間を基本としています。ただし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲の有効期間となる場合があります。また、認定有効期間平準化のため、終期を調整する場合があります。それぞれの障害福祉サービスを受けるには、○が付いた障害支援区分の認定が必要です。

障害福祉サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
行動援護				○	○	○	○
生活介護			※1	○	○	○	○
生活介護 (障害者支援施設に入所する場合)				※2	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援							○
施設入所支援 (生活介護を受ける場合)				※2	○	○	○
療養介護						※3	○
共同生活援助 ※4		○	○	○	○	○	○

- ※1 50歳以上の方は障害支援区分2以上
- ※2 50歳以上の方は障害支援区分3以上
- ※3 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者は障害支援区分5以上
- ※4 入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する者及び日中サービス支援型を希望する者

◆上記の表にない障害福祉サービスは、障害支援区分の認定は不要です。

◆障害児については、障害支援区分は設けられていません。
(支給決定にあたり必要な調査については、各サービス項目を参照。)

5. 介護保険制度との適用関係

◎介護保険制度と障害福祉サービスとの適用関係について

65歳以上の介護保険の被保険者である障害者（介護保険に定められた特定疾病に該当する40～65歳未満の者を含む）は、介護保険給付又は地域支援事業が優先となります。ただし、以下の場合には障害福祉サービスを支給することが可能です。

①介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のサービス（※）が必要と認められる場合
（※）同行援護、行動援護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援（就労移行支援、就労継続支援A型は一定の要件があります。各サービス項目を参照。）

②介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度額まで受けても、障害固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合
杉並区では、次の要件のすべてを満たす方を対象者相当と考えています。

●両上肢両下肢いずれにも障害が認められる肢体不自由1級の方（身体障害者手帳に記載されていること）

同等の支援が必要と認められる以下の方も含む。

- ・体幹機能障害1級の方（身体障害者手帳に記載されていること）
- ・進行性難病等の急激な状態の悪化により、手帳申請中及び診断書などにより障害の状態が確認できる方

●介護保険が要介護5の方

●介護保険を支給限度額まで利用していても支援が不足している方

③介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合。

ただし、障害福祉サービスを利用していた方が介護保険の対象年齢に到達する場合において、本人及び相談支援事業所、ケア24、区職員等の関係機関が参加するケア会議の結果を踏まえ、障害福祉サービスによる支援が適当と認められる場合は、要介護認定手続きを不要とします。

なお、いずれの場合も、サービス更新時や本人の心身の状況に著しい変化があったときには、本人状況を確認のうえ要介護認定の申請を勧奨しています。

※①～③のいずれにおいても、支給にあたっては相談支援事業所や介護保険のケアマネージャー等、関係者間によるケア会議の開催を事前にお願ひしています。

◎介護保険サービスと障害福祉サービスの併給者の支給決定について（ケアプラン包含）

介護保険サービスを利用している方については、原則、介護支援専門員に、障害福祉サービスも含め、相談・調整をお願いしています。介護保険のケアプランに障害福祉サービスの内容も含めて作成していただき、併せて区書式の基本情報票等の作成・提出をもって障害福祉サービスの支給決定を行っています。

◎障害福祉サービスを利用していた方が介護保険の対象者となる場合

65歳到達（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者は40歳到達（誕生日の前日）の2か月前の1日より要介護認定申請が可能であるため、申請を勧奨しています。

要介護認定後は、指定特定相談支援事業所は、本人に了解の上で利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、本人状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するなど、適切に引継ぎを行う必要があります。

◎介護扶助との適用関係

介護保険に定められた特定疾病に該当する40～65歳未満の者であって介護保険被保険者資格のない生活保護受給者は、生活保護制度における他法他施策活用の考え方に基つき、原則として障害福祉サービスが介護扶助に優先します。（2号みなし）

6. 支給決定期間及び利用者負担上限月額適用期間更新

支給決定期間については、サービスごとの支給期間（P 13 参照）の範囲内で、当該障害者の状況、障害支援区分の有効期間、併給するサービスの種類等を勘案し決定します。杉並区では、原則障害者本人の誕生日を支給決定の終期としていますが、受給するサービス等により異なる場合があります。

利用者負担上限月額の適用期間は、原則以下のように定めています。

①支給期間が1年間のサービスの場合

…支給決定期間の満了月まで（原則障害者の誕生日の属する月）。サービスの更新と同時に利用者負担上限月額の更新を行います。

②支給期間が3年間のサービスの場合

…直近の6月30日までとし、毎年6月末に利用者負担上限月額の更新を行います。

③1年間のサービスと3年間のサービスを併給している場合

…1年間のサービスの支給決定期間満了月まで（原則障害者の誕生日の属する月）。1年間のサービスの更新と同時に利用者負担上限月額の更新を行います。

ただし、複数のサービスを受給している場合等で、上記と異なる利用者負担上限月額適用期間の設定となることがあります。

7. 支給決定の取消し

以下に該当する場合、区は支給決定を取り消すことができます。

① サービスを利用する必要がなくなったとき

② 他の市区町村に住所を有することとなったとき（居住地特例が適用される場合を除く。）

…原則転出日を終了日とします。

③ 支給要否決定に必要な調査に応じないとき

④ 支給決定の申請又は支給決定の変更の際に、虚偽の申請をしたとき

⑤ 東京都（児童相談所）より、障害児入所支援の受給者証の交付を受けたとき

8. 計画相談支援

(1) サービス等利用計画案

指定特定相談支援事業所はサービス等利用計画案作成にあたり、以下の事項を記載します。

- ① 障害者児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情
- ② 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ③ 総合的な援助の方針
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑥ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑦ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑧ モニタリング期間

(2) 継続サービス利用支援

継続サービス利用支援とは、障害者児に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかについて、

- ① モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、
- ② その結果及び心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、
- ③ サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいいます。
 - ア. サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する。
 - イ. 新たな支給決定もしくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

(3) モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、区が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて、障害者等の心身の状況や置かれている環境、総合的な援助方針等と次に掲げる期間を勘案して、個別の対象者ごとに定めます。

ア モニタリング期間

- ① サービスの利用を開始した者又はサービスの種類、内容又は量に著しい変動があった者 →サービス利用開始当初3か月は毎月
- ② 以後のモニタリングは以下のとおり（ただし、相談支援給付費支給決定期間の終期から遡ってモニタリング期間を設定します。）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス支援型）を利用する者	3か月ごと
生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、共同生活援助（日中サービス支援型以外）を利用する者（65歳未満の者及び65歳以上であって介護保険によるケアマネジメントを受けている者）	6か月ごと
65歳以上の生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、共同生活援助（日中サービス支援型以外）を利用する者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	3か月ごと
施設入所支援、療養介護、地域移行支援、地域定着支援を利用する者	6か月ごと

- ③ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者のうち次に掲げるもの
→1か月（毎月）ごと
（上記②のモニタリング期間設定に関わらず、設定可。）
- （ア）障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- （イ）単身世帯又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- （ウ）重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

9. 杉並区における標準的な支給量、支給期間及び標準利用期間

サービス名	標準的な支給量	支給期間	標準利用期間
居宅介護	必要時間	1年間	
重度訪問介護	必要時間	1年間	
同行援護	原則月50時間まで	1年間	
行動援護	必要時間	1年間	
短期入所	原則月7日まで	1年間	
療養介護	当該月の日数	3年間	
生活介護	当該月の日数から8日を控除した日数	3年間	
施設入所支援	当該月の日数	3年間	
自立訓練 (機能訓練)	当該月の日数から8日を控除した日数	1年間	1年6か月
自立訓練 (生活訓練)	当該月の日数から8日を控除した日数	1年間	2年
宿泊型自立訓練	当該月の日数	1年間	2年
就労移行支援	当該月の日数から8日を控除した日数	1年間	2年
就労移行支援 (養成施設)	当該月の日数から8日を控除した日数	1年間	3年又は5年
就労継続支援 (A型)	当該月の日数から8日を控除した日数	3年間	
就労継続支援 (B型)	当該月の日数から8日を控除した日数	3年間	
就労定着支援	当該月の日数	1年間	3年
共同生活援助 (滞在型)	当該月の日数	3年間	
共同生活援助 (通過型)	当該月の日数	1年間	3年
退去後 共同生活援助	当該月の日数	3か月	3か月
自立生活援助	当該月の日数	1年間	1年
地域移行支援	当該月の日数	6か月間	
地域定着支援	当該月の日数	1年間	

※「当該月の日数から8日を控除した日数」と、いわゆる「原則の日数」は同義です。

Ⅲ 障害福祉サービスの種類

【訪問系サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括等支援

◎訪問系サービス 区の基本的な考え方

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者包括等支援の支給にあたっては、公平かつ適正な支給を行う観点から、杉並区介護給付費等支給決定に関する要綱において、支給量（支給の目安時間）を設定しています（区支給基準）。
- ・訪問系のサービスの利用を希望する場合、まずはサービスが必要な理由を明確にした上で、障害支援区分及び本人の利用意向に基づき、※第1基準の目安時間の範囲内でサービスを支給します。
- ・次に、第1基準を超えてサービスが必要な場合は、障害支援区分や以下の事項などを勘案し、※第2基準に定める目安時間の範囲内で、支給認定会議の個別審査を経て、サービスの支給を行います。
 - 本人の障害状況
 - 家族の介護状況
- ・さらに、第2基準の目安時間を超えてサービスが必要な場合は、支給量の個別具体的な調整を行った上で、支給認定会議の個別審査に付します（その場合の支給量は原則として※第3基準の範囲までとしますが、真にやむを得ないと判断される場合にはその限りではありません）。
- ・区支給基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合は、杉並区介護給付費等の支給に関する審査会の意見を聴いたうえで個別に適切な支給量を決定します。

※第1基準・第2基準・第3基準（資料P5、資料P6、資料P7参照）

1 居宅介護

身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助

(1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 対象者

障害支援区分が区分1以上である者。(障害児にあたっては、これに相当する支援の度合であるもの。障害の種類や程度の把握のために5領域11項目の調査(資料P3参照)を行う。)

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあつては、以下のいずれにも該当する者。

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - (ア) <歩行> 「全面的な支援が必要」
 - (イ) <移乗> 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (ウ) <移動> 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (エ) <排尿> 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (オ) <排便> 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

※障害児にあたっては、5領域11項目の調査を行った上で、日常生活において身体介護が必要であり、かつ通院等介助のサービス提供時において「歩行」「移乗」「移動」「排尿」及び「排便」について支援が必要な場合

(3) サービスの具体的な内容

- ◎身体介護は、居宅における入浴、排泄、食事等の介護をいう。
- ◎家事援助は、掃除、洗濯又は調理等の日常生活を営むにあたって最低限必要とされる援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身又は家族が障害や疾病等のため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。本人のための支援に限定され、家族の分の家事については対象にならない。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯については対象とすることができる。なお、障害者本人不在時の家事援助サービスの提供はできない。

家事 援助	調理	調理、調理の下ごしらえ、配膳後の後片付け（配食サービスを優先。家族の分の調理はサービスに含まれない。）
	洗濯	衣類等の洗濯・補修（家族の衣類等の洗濯はサービスに含まれない。）
	掃除	居室、浴室、便所等本人が生活するうえで必要不可欠な場所の掃除、片付け（大掃除など日常的でないと判断されるものはサービスに含まれない。共有部分についてはサービスに含まれない。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯については対象とすることができる。）
	整理整頓	居室、生活スペースの片付け（掃除と同一の日には支給しない。）
	買い物	食べ物、食材、日常生活品の買い物（買い物同行は不可。宅配等も活用する。）
	コミュニケーション	本人の意思の伝達に関する支援、手紙や書類の代読代筆（家事援助と合わせて一緒に行う支援の範ちゅうとする。） （対象：コミュニケーションが困難、もしくは自力で書面を読むことが困難な障害者（児））
身体 介護	共に行う家事	自立支援や意欲の向上を目的に、声かけ、手助けを行いながらともに家事を行う。 （対象：原則単身者で、家事を共に行い訓練することで単独で家事を行えるようになる見込みのある者。1回あたり身体介護0.5時間、家事援助0.5時間、週1回を基本とする。）

身体 介護	衣類着脱	衣類着脱の介助（衣服の準備も含む。）
	食事	食事の介助（配膳、下膳も含む。）
	排泄	排泄の介助（排泄時の移動、衣類着脱等も含む。）
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴に関する準備、移動、衣類着脱、浴槽の出入り、洗身、洗髪等の介助 ・清拭、シャワー浴、部分浴の介助 ・入浴後の整髪、浴槽の簡単な後始末 <p>※入浴時間については、1回あたり1時間程度を目安とする。</p> <p>※入浴頻度については、本人の体力などにも配慮して回数を設定する。</p> <p>※訪問入浴や通所施設での入浴サービス、また入浴補助用具、住宅改修等を最大限活用した上でなお必要な部分について支給する。</p>
	寝返り	寝返りに関する介助
	起き上がり	起き上がりに関する介助
	移乗	車いす、ベッド等への移乗の介助（車いす等の準備も含む。）
	整容	洗顔、歯磨き、髭剃り、身だしなみを整える等の介助
	屋内移動	自宅内での移動で、他のサービス項目に含まれないもの
見守り	<p>自宅等での見守りであって、自傷、他害、異食行為の回避等の安全の確保</p> <p>（対象：自傷、他害、異食行為等により一人で自宅等にすることができない状況にある障害者（児））</p> <p>※必要と認められる時間を支給。1回あたり原則3時間までとし、連続して3時間を超える支援が必要な場合、重度訪問介護の利用を検討する。</p> <p>※見守りのみでの支給は行わない。他の身体介護の支給と併せて支給する。</p>	

<p>通院等介助(身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合)</p>	<p>病院等への通院等に係る移動介助、又は官公庁での公的手続き等に関する移動介助（ただし、病院内の介助は病院スタッフが行うことを原則とする。病院スタッフによる介助ができない場合にはその理由を明確にしたうえで必要時間数を支給する。）</p> <p>※通院のうち、ケガ・病気等の突発的な通院については通院等介助ではなく移動支援事業、行動援護、同行援護で対応する。</p> <p>※1 介護保険対象者について</p> <p>※2 複数の移動先へ移動する場合の取扱い</p> <p>※3 共同生活援助入居者への通院等介助</p>
<p>通院等乗降介助</p>	<p>ヘルパーが自ら運転する車両への乗降の介助とともに行う乗車前や降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診などの手続き、移動等の介助。</p> <p>※2 複数の移動先へ移動する場合の取扱い</p> <p>※4 通院等乗降介助と通院等介助との関係</p>

※1 資料P10参照

※2 居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、地域活動センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係るものに関しても、同一の事業所が行う場合は対象となる。

※3 グループホームの支援員が対応することが原則。ただし、区分が1以上で、慢性疾患等の障害者であり、医師の指示により定期的に通院が必要であることが確認できる方については、個別支援計画に位置付けることにより、月2回を限度として通院介助を利用することができる。（平成19年2月16日厚生労働省通知より）

〈申請時必要書類〉

- ・診断書又は診療情報提供書
- ・個別支援計画

※4 通院等のためヘルパーが自ら運転する車両への通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する。（資料P12参照）

（参考）訪問系サービスにおける具体的なサービス内容について

○障害者総合支援法における居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の訪問系サービスの

具体的内容については、厚生労働省令・告示（※1）や障害保健福祉部長通知（※2）において示されています。また、居宅介護として認められるサービス内容の具体的項目については、一部のサービス内容（見守りの援助等）を除き、介護保険におけるサービス内容と同様であるとの見解が厚生労働省Q&A（※3）において示されています。

○区としては、個別のサービス提供に際して疑義が生じる場合には、上記の省令、通知、Q&Aを参照し判断を行っています。

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
 - ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(解釈通知)(平成25年3月29日障発0329第16号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（留意事項通知）（平成25年3月29日障発0329第16号）
 - ※3 平成22年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）質問・回答集（障害保健福祉部担当分）
- ※ なお、介護保険のサービス内容については厚生労働省老人福祉計画課長通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）を参照のこと。

（4）留意事項

1. 時間数の算定について

家事援助については、必要な各サービス内容を組み合わせて、1回あたり0.5時間～1.5時間で支援を行います。

身体介護については、個々の障害状況によって必要とされる量が大きく異なるため、個別の聴き取りを行った上で必要な時間数を算定します。

2. 1回あたりの標準時間

家事援助、身体介護については、短時間かつ集中的なサービス利用を想定しているため、1回あたりの標準時間が定められています。

- ・家事援助…1回あたり1.5時間
- ・身体介護…1回あたり3時間

標準時間を超えた利用については個別に支給の可否を判断します。

連続して3時間を超える身体介護の支援が必要な場合、重度訪問介護の利用を検討します。

障害支援区分1又は2の者への家事援助は、原則として1回あたり1時間までとしています。

3. 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空ける必要があります。

4. 資格を持った同居家族によるサービス提供はできません。

5. ヘルパー複数派遣

以下の状況においては、福祉用具等を最大限活用したうえでなお困難が認められる場合に、ヘルパーの複数派遣を認める場合があります。

- 利用者の身体的理由により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- 建物の構造上、1人のヘルパーによる対応が困難な場合 等

6. 児童の居宅介護利用

児童の居宅介護の利用については、以下のような状況で認められる場合があります。

- 世帯内に介護が必要な方が複数いる場合
- 介護者ひとりでの介護が困難な場合 等

※児童への家事援助の支給は想定していません。

7. 夏休み等長期休暇中の就学児への居宅介護

普段学校に行っている時間帯に保護者の就労等があり、介護に欠ける状況が生じるときには、他サービスの活用を十分に図った上で、居宅介護の利用ができる場合があります。

8. 育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の育児支援については、子育て施策の利用を優先的に検討してください。

2 重度訪問介護

(1) サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

障害支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合においても区分4以上）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者。

（ア） 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること。

（一） 二肢以上に麻痺等があること。

（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

（イ） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（資料P2参照）。

※15歳以上で児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、区に通知した場合は障害者とみなすことができる。

(3) 留意事項

1. 時間数の算定について

重度訪問介護については、個々の障害状況によって必要とされる量が大きく異なるため、個別の聴き取りを行った上で必要な時間数を算定します。

1時間からの提供で、その後は30分単位の報酬設定。1日3時間以上の支給決定を基本とし、1日に複数回のサービス提供を行った場合にはこれらを通算して算定します。

外出時における移動中の介護を行う場合には1日あたり4時間まで移動介護加算での算定が可能です。（移動介護加算の支給決定が必要）

2. 居宅介護（身体介護や家事援助等）との併給

基本的に併給不可ですが、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難で、他の事業者が身体介護等を提供する場合には併給可能です。

なお、重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供される支援を想定しており、1日に短時間の身体介護が複数回提供され、これらを通算すると3時間以上となるような支援は想定していません。

3. 移動支援（余暇）との併給はできません。

4. 対象にならない外出

以下の外出は対象となりません。

- ・経済活動にかかる外出
- ・通年かつ長期にわたる外出
- ・社会通念上適当でないと認められる外出

5. ヘルパー複数派遣

以下の状況においては、福祉用具等を最大限活用したうえでなお困難が認められる場合に、ヘルパーの複数派遣を認める場合があります。

- 利用者の身体的理由により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- 建物の構造上、1人のヘルパーによる対応が困難な場合 等

6. 入院中の医療機関からの外出・外泊における利用

入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、利用することができます。

7. 入院中の利用について

区分4以上であって、入院前から重度訪問介護を利用していた者が、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中にコミュニケーション支援等のために利用が必要な場合、一定の条件のもと利用が可能です。

- ・利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本し、病院等との連携のもとに行うこと
- ・原則90日までの利用

※利用にあたっては、区への連絡が必要です。

8. 同行支援

区分6の重度訪問介護利用者に対し、新任従業者又は重度障害者等包括支援の対象となる者への支援に初めて従事する従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、熟練従業者が同行してサービス提供を行う必要があると区が認める場合に算定できます。

- ①新任従業者…重度訪問介護事業所に新規に採用された従事者。(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。)
- ②初めて従事する従業者…重度訪問介護事業所に勤務する従事者。(当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。)
- ③熟練従業者…当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従事者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従事者。)

〈算定内容〉

- ・当該利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者、重度障害者等包括支援の対象となる者への支援に初めて従事する従業者ごとに120時間まで
- ・原則として、1人の利用者につき、年間で3人まで

〈申請時必要書類〉

- ・重度訪問介護同行支援計画書
- ・居宅介護計画(写)(当該新任従業者、重度障害者等包括支援の対象となる者への支援に初めて従事する従業者が指導を受けながら支援にあたる時間がわかるもの)
- (・新任従業者は労働契約書雇用契約書(写))

重度訪問介護事業所は、同行支援終了後には同行支援実績報告書を提出します。

9. 知的障害者・精神障害者の重度訪問介護利用について

重度訪問介護を利用するにあたっては、事前にアセスメントが必要となるため、区にお問い合わせください。

3 同行援護

(1) サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助（※）を行う。

※移動時に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）

移動の援護、排泄及び食事等の介護

その他外出に必要な援助

(2) 対象者

同行援護アセスメント調査票（資料P 1 参照）による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

※ 障害支援区分の認定を必要としないものとする。

なお、同行援護サービス費の加算対象については、それぞれ次の要件を満たす者とする。

- ① 100分の20 区分3に該当する者（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
- ② 100分の40 区分4以上に該当する者（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
- ③ 100分の25 盲ろう者（対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）

※ ①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。

(3) 留意事項

1. 対象にならない外出について

以下の外出は対象となりません。

- ・経済活動にかかる外出
- ・通年かつ長期にわたる外出
- ・社会通念上適当でないと認められる外出

2. 通院等に係る移動の介助について

ケガ・病気等の突発的な通院については、同行援護で対応します。

定期的な通院（概ね月に1回以上の頻度の通院）については、通院等介助又は通院等乗降介助で対応します。

病院内の介助の考え方については通院等介助に準じます。

介護保険対象者については資料P10参照

3. 移動支援（余暇）との併給はできません。

4. 入院中の医療機関からの外出・外泊における利用

入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、利用することができます。

4 行動援護

(1) サービス内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者（資料P2参照）

(3) 留意事項

1. 行動援護は1日1回しか算定できません。
2. 移動支援（余暇）との併給はできません。
3. 通院等に係る移動の介助について
ケガ・病気等の突発的な通院については、行動援護で対応します。
定期的な通院（概ね月に1回以上の頻度の通院）については、通院等介助又は通院等乗降介助で対応します。
病院内の介助の考え方については通院等介助に準じます。
4. 対象にならない外出について
以下の外出については対象となりません。
 - ・経済活動にかかる外出
 - ・通年かつ長期にわたる外出
 - ・社会通念上適当でないと認められる外出
5. 入院中の医療機関からの外出・外泊における利用
入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合

は、利用することができます。

6. 児童の行動援護

行動関連項目等（資料P 2 参照）の調査を行い、10点以上の場合は行動援護の対象となります。（てんかん発作について医師の意見書は不要）

7. 知的障害者・精神障害者が重度訪問介護を利用する際のアセスメントとしての行動援護については、区にお問い合わせください。

5 重度障害者等包括支援

(1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

(2) 対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類型		状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重）のいずれかにチェックされていること
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は

「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

III 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（資料P2参照）

(3) 留意事項

- ・ 障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできません。

【日中活動系サービス】

生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・
就労継続支援A型・就労継続支援B型

◎日中活動系サービスの支給日数の決定について

- ・一月に利用できる日数は、原則として、当該月の日数から8日を控除した日数（「原則の日数」）を上限とします。
- ・本人の利用意向や事業所の提供体制状況などを踏まえて支給日数を決定します。
※体調を見ながら週1日から利用を始め、徐々に日数を増やす場合など、段階的に通5日の通所を目指す場合についても原則の日数での決定となります。
※利用する曜日に関わらず、週の通所日数に応じて次のとおり決定します。

週の通所日数	支給決定日数
週5日	当該月における日数から8日を控除した日数（原則の日数）
週4日	月19日
週3日	月15日
週2日	月10日
週1日	月5日

- ・次の場合には、「原則の日数」を超えて決定することが可能です。
 - ①日中活動系サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合
都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用できます。
原則の日数を超える月がある場合に事前に区に連絡が必要です。
 - ②心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、区が必要と判断した場合

◎日中活動系サービスの併給について

- ・障害者の効果的な支援を行う上で区が特に必要と認める場合には、複数の日中活動系サービスを組み合わせて支給決定を行うことは可能です。
- ・同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできません。（区が日中活動系サービスと併せて宿泊型自立訓練が特に必要と認めた場合を除く）
- ・同一日に同一のサービスを異なる事業所で利用することはできません。

◎一般就労との併給について

障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労に移行した場合、一般就労を行わない日等に、当該利用者が就労系障害福祉サービス等を受ける必要があると区が認めたときに、併給を認める場合があります。

- ・通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合（労働時間延長支援型）

※概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合
企業等での働き始めに、段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合で、生活リズムの維持、企業等とサービス事業所との情報共有等の支援を行うことが、一時的に必要と認められるときに併給が可能です。

原則として、企業等に雇用される前に利用していたサービス事業所と同一事業所を引き続き利用することを想定しています。

企業等からの資料（サービス事業所への通所が認められていること及び労働時間の延長を図ることが分かる書類）を確認の上、原則3か月から6か月の範囲内で決定します。

- ・休職から復職を目指す場合（復職支援型）

復職する際に必要な生活リズムの確立、体力等の回復、主治医や産業医との連携等の支援を行うことが、一時的に必要と認められるときに併給が可能です。（資料P13参照）

休職期間を確認の上、1か月から6か月までの範囲内で決定します。

◎介護保険デイサービス等との併給について

基本的に障害福祉サービス事業所等の利用者が、介護保険のデイサービス等の利用を開始した場合、その後の日中活動系サービスの利用は想定していません。ただし、生活介護、就労継続支援B型を利用していた者で、急激な環境変化を避けるため徐々に介護保険サービスの利用日数を増やしていく必要があると区が認めた場合に、併給を認める場合があります。

◎暫定支給決定について

以下の障害福祉サービスにおいて、利用を希望する事業が障害者本人に適したものかどうかを評価（アセスメント）するため、暫定支給決定を行います。杉並区では、通常2か月間の暫定支給決定期間を含んだ支給決定を行います。

【対象サービス】

- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型

【暫定支給決定期間に行う内容】

- ①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認
- ②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断

※暫定支給決定期間の例

就労移行支援 令和6年8月1日から令和7年7月31日

うち令和6年8月1日から令和6年9月30日までは暫定支給決定期間とする。

※対象サービスについては暫定支給決定を行うことが原則ですが、支給申請前に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等の事前アセスメントが行われている場合は、暫定支給決定を行わずに支給決定をすることができます。

6 生活介護

(1) サービス内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(2) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者。
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者。
- ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

(3) 留意事項

1. 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P30参照）
2. 日中活動系サービスの併給について（P30参照）
3. 一般就労との併給について（P31参照）
4. 介護保険デイサービス等との併給について（P31参照）

7 自立訓練（機能訓練）

（1）サービス内容

障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（2）対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等。

（3）標準利用期間

1年6か月間（頸髄損傷による四肢麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）

（4）留意事項

1. 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P 30 参照）
2. 日中活動系サービスの併給について（P 30 参照）
3. 一般就労との併給について（P 31 参照）
4. 暫定支給決定について（P 31、P 32 参照）

8 自立訓練（生活訓練）

（１）サービス内容

障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（２）対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等。

（３）標準利用期間

２年間（長期入院又は入所していた者については３年間）

（４）留意事項

- １．就労定着支援との併給はできません。
- ２．日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P 30 参照）
- ３．日中活動系サービスの併給について（P 30 参照）
- ４．一般就労との併給について（P 31 参照）
- ５．暫定支給決定について（P 31、P 32 参照）

9 就労移行支援

(1) サービス内容

就労を希望する65歳未満の障害者若しくは65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
 - ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上を含む就労を希望する者
 - ③ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
- ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。

(3) 標準利用期間

2年間。対象者の②は3年間又は5年間

(4) 留意事項

1. 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものとは、杉並区では、障害者枠を前提とした就労を想定しています。
就労移行支援事業を利用後、障害者枠を前提として就労が難しいと見込まれる場合は、他の支援プログラム等を案内する場合があります。
2. 一般就労との併給について（P 3 1 参照）
なお、就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね10時間未満であることを目安として一般就労へ移行した際（就労移行支援短時間型）について、引き続き就労移行支援事業所で訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望している等、就労移行支援の利用が必要であると区が認めたときに、併給を認める場合があります。
3. 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P 3 0 参照）
4. 日中活動系サービスの併給について（P 3 0 参照）
5. 暫定支給決定について（P 3 1、P 3 2 参照）
6. 大学卒業見込みの者の利用について（資料P 1 5 参照）
7. 施設外支援（トライアル雇用を含む）
年間180日を限度として算定可能です。
就労移行支援事業所は以下の書類を区に提出する必要があります。
 - ・運営規程
 - ・個別支援計画

10 就労継続支援A型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

(3) 留意事項

1. 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P30参照）
2. 日中活動系サービスの併給について（P30参照）

3. 一般就労との併給について（P 3 1 参照）

なお、就労継続支援A型の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね10時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している場合（就労継続支援短時間型）について、一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めており、就労継続支援A型の利用が必要であると区が認めたときに、併給を認める場合があります。

4. 暫定支給決定について（P 3 1、P 3 2 参照）

5. 施設外支援（トライアル雇用を含む）

年間180日を限度として算定可能です。

就労継続支援A型事業所は以下の書類を区に提出する必要があります。

- ・運営規程
- ・個別支援計画

1 1 就労継続支援B型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用を希望する者（※1）
- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者（※2）（すだちの里についてはP43参照）
- ⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

- ※1 就労経験がない50歳未満の者（障害基礎年金1級受給者を除く）が、就労継続支援B型の利用を新たに希望する場合は、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受ける必要がある。アセスメントの結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断されたものが対象となる。
- ※2 区が必要性を認め、支給決定した場合は、直近の自立支援協議会に報告を行う。（すだちの里地域生活体験型を除く。すだちの里の利用についてはP43参照）

（3）留意事項

1. 新規申請時点で就労（一般就労・アルバイト）している者は対象となりません。
2. 杉並区では、原則65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるもの（地域活動支援センター、障害者雇用による就労等）を利用したことがある者を対象者として想定しています。
3. 日中活動系サービスの一月に利用できる日数について（P30参照）
4. 日中活動系サービスの併給について（P30参照）
5. 一般就労との併給について（P31参照）
なお、就労継続支援B型の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね10時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している場合（就労継続支援短時間型）について、一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めており、就労継続支援B型の利用が必要であると区が認めたときに、併給を認める場合があります。
6. 介護保険デイサービス等との併給について（P31参照）
7. 施設外支援（トライアル雇用を含む）
年間180日を限度として算定可能です。
就労継続支援B型事業所は以下の書類を区に提出する必要があります。
 - ・運営規程
 - ・個別支援計画

1 2 施設入所支援

(1) サービス内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

(2) 対象者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者。
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。
- ③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成経路を経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

※上記③及び④に該当するものとして、特例的に支給決定を行った場合は、直近の自立支援協議会に対し報告を行う。（すだちの里を除く）

(3) 留意事項

1. 一時帰宅中のサービス利用について
 - ・訪問系サービス…区が特に必要と認める場合においては、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、支給決定を行うことが可能です。
 - ・日中活動系サービス…既に施設入所支援と合わせて支給決定を受けていることから利用可能です。
2. 共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動系サービスの利用も可能です。
地域移行支援における障害福祉サービス事業者への委託による体験的な障害福祉サービスの利用及び一人暮らしに向けた体験的な宿泊の利用も可能です。

すだちの里〈一体型：生活介護〉

1) サービス内容

グループホームなどでの地域生活に向けて、昼夜一体型の支援を概ね3年間、すだちの里で提供する。

2) 対象者

施設入所支援の①に加え、昼夜一体型の支援を経ることで地域生活に移行することが可能な者。

3) 留意事項

3年を超えて利用する場合の支給決定期間は1年です。更新時のサービス等利用計画案には個別支援計画の写しの添付が必要です。

すだちの里〈一体型：自立訓練（生活訓練）／就労移行支援〉

1) サービス内容

グループホームなどでの地域生活に向けて、昼夜一体型の支援を概ね2年間、すだちの里で提供する。

2) 対象者

施設入所支援の②に加え、昼夜一体型の支援を経ることで地域生活に移行することが可能な者。

3) 留意事項

支給決定期間は日中活動系サービス〈自立訓練（生活訓練）／就労移行支援〉に合わせるため1年です。自立訓練（生活訓練）、就労移行支援にはそれぞれ標準利用期間の定めがあり、施設入所の利用期間もその範囲となります。

すだちの里〈地域生活体験型〉

1) サービス内容

在宅で生活する者のうち、将来の地域移行に向けた体験として施設入所支援のみを2年間、すだちの里で提供する。（日中活動は地域の通所施設などに通う）

2) 対象者

施設入所支援の①、②に加え、家庭を離れ、地域生活に向けた体験（2年間）を希望する者。

3) 留意事項

利用目的から、地域の就労移行支援、就労継続支援との併給も可能です。

支給決定期間は1年。体験期間は2年間。

更新時のサービス等利用計画案には個別支援計画の写しの添付が必要です。

1 3 共同生活援助

(1) サービス内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行う。

(2) 対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

(3) 留意事項

1. 障害支援区分について

入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない者であつて、申請前における相談及び心身の状況の把握の結果、明らかに介護の提供を必要としないと判断できる場合は障害支援区分の認定手続きは不要です。

日中サービス支援型の利用を希望する場合は、障害支援区分の認定手続きが必要です。

2. 居宅介護及び重度訪問介護の利用

原則、利用できません。ただし、慢性の疾病等を有する者であつて、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、通院等介助や通院等乗降介助を利用することができます。（P18参照）

3. 日中サービス支援型指定共同生活援助利用者の日中活動系サービスの利用について

日中サービス支援型指定共同生活援助は常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助のサービスが提供されるものですが、本人の意向等を勘案した上で、日中活動にかかる障害福祉サービスを併せて支給決定することは可能です。

4. 一時帰宅時の利用

- ・日中活動系サービスに係る支給決定を受けている場合

…一時帰宅中の利用はできます。

- ・移動支援や行動援護の支給決定を受けている場合

…一時帰宅中の利用はできます。

- ・居宅介護又は重度訪問介護、短期入所

…区が特に必要と認める場合においては、共同生活援助を行う住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、支給決定を行うことが可能となります。

通過型グループホーム（都要領に基づく事業）

1) サービス内容

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホーム等から単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。

2) 対象者

都内に在住しており、次に掲げる基準に3項目以上該当する者

- ① 日常生活を維持するに足りる収入があること
- ② 一定程度の自活能力があること
- ③ 単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でないこと
- ④ 通院医療を継続していること

3) 標準利用期間

3年間。更なる更新については、ケア会議を開催した上で、支給認定会議での個別審査後、市町村審査会での個別審査を要します。

※知的障害者通勤寮との一体型の場合は、宿泊型自立訓練と共同生活援助（通過型）の合計3年間での支給となります。

4) 留意事項

支給期間は1年。

3年目以降の利用の申請時には、地域生活への移行に向けた取り組み状況の確認のため個別支援計画の写しの添付が必要です。

サテライト型住居

1) サービス内容

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホーム等から単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。

2) 対象者

地域において単身生活を目指す者

3) 利用期間

原則として3年間。3年間を超える更新については、支給認定会議での個別審査後、市町村審査会での個別審査を要します。

退居後共同生活援助

1) サービス内容

障害者が地域で自立した生活ができるよう、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うとともに、単身生活の定着を図るための取組や援助を行う。

退去後共同生活援助を利用するにあたっては、区にお問い合わせください。

グループホームへの体験入居

1) サービス内容

グループホームへの入居を希望している者の、入居に向けた体験的利用。
年間50日まで、連続30日まで。

1 4 療養介護

(1) サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

(2) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

- ①障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ②障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。
 - ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - イ 医療的ケアの判定スコア（基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者
 - ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（資料2参照）であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
 - エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- ③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

15 宿泊型自立訓練

(1) サービス内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等。

上記①、②に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

(3) 標準利用期間

2年間

(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間)

(4) 留意事項

1. 暫定支給決定について (P 31、P 32 参照)

16 短期入所

(1) サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ① 障害支援区分が区分1以上である障害者
- ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児（※）

※5領域11項目の調査（資料P3参照）を行う。

(3) 留意事項

1. 月7日を標準的な支給量としています。
介護者の入院等により介護ができない状況となった場合には、必要な日数に支給量を変更することが可能です。
変更にあたってはその都度申請が必要です。
2. 新規の重心児認定、療養介護加算認定時には、医療機関の証明が必要です。

17 就労定着支援

(1) サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所の新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6か月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6か月）を経過した障害者

(3) 標準利用期間

3年間（就労を開始してから42月後まで）

(4) 留意事項

1. 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給はできません。
2. 利用相談時には、就労定着支援を行う事業所からの就職後のフォローアップの内容と状況、就労により生じている就業面や生活面での課題と今後の支援計画等について確認をさせていただきます。
3. 申請時必要書類等
在職の証明及び雇用開始日の確認資料として、以下の書類の提出をお願いしています。
①雇用契約書又は在職証明書 ②最新月の給与明細等のコピー

4. 支援にあたっては、職場内におけるナチュラルサポートの形成や、ワークサポート、障害者就労・生活支援センター等への引継ぎ等、就労定着支援終了後の支援体制の構築に留意してください。

18 自立生活援助

(1) サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営む上での環境整備に必要な援助を行う。

(2) 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記(1)の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

(3) 標準利用期間

1年間

(4) 留意事項

1. 地域定着支援、就労定着支援との併給はできません。
2. 自立生活援助計画に基づき、概ね週1回以上当該利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行います。一月に2日以上行わなかった場合は、算定することができません。

19 地域移行支援

(1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行う。

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

(3) 支給決定期間

6か月。この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で更新が可能。更なる更新については、必要性が認められる場合には更新可能。

(4) 留意事項

1. 地域移行支援は一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、退院への動機づけや地域での生活の具体的なイメージ作りに時間がかかる場合には、杉並区障害者地域相談支援センターすまいる（荻窪・高井戸・高円寺）での地域移行プレ相談を利用する場合があります。

20 地域定着支援

(1) サービス内容

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時、地域で安定した生活を送るための連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態（※留意事項1）等に相談その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ③ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者

(3) 支給決定期間

1年までの期間で決定。対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を維持していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年の範囲内で更新が可能。（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。）

(4) 留意事項

1. 緊急の事態とは…

- ・精神疾患の病状悪化時の受診
 - ・内科的疾患で救急車を呼んだ
 - ・知的障害でパニックがおさまらない、同居の親族が倒れた
 - ・単身生活者で、高熱を出した等の体調不良時
- などをさします。

2. 共同生活援助（退居後共同生活援助の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者は対象となりません。
自立生活援助との併給はできません。